

**島根県東部を震源とする
最大震度5強の地震における
支援制度一覧**

松江市

目 次

証明書の交付

・ 罷（り）災証明書の交付	1
・ 被災届出証明書の交付	1
・ 救急搬送証明の交付	1

見舞金・給付金等の受け取り

・ 松江市災害見舞金	2
・ 被災者生活再建支援制度	3
・ 児童扶養手当等の特別措置	4
・ 児童手当の特別措置	4
・ 就学援助制度（小・中・義務教育学校）	4

お住まいの斡旋・修繕等

・ 市営住宅の斡旋及び減免	5
---------------	---

被災ごみの回収

・ 被災ごみ回収支援	5
------------	---

市税・使用料等の免除

・ 市県民税の減免	6
・ 市県民税雑損控除	6
・ 市税の徴収猶予	6
・ 国民健康保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免並びに 国民年金保険料の免除	6
・ 後期高齢者医療制度保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免	7
・ 介護保険料の徴収猶予・減免	7
・ 介護保険利用者負担額の減免	7
・ 障がい者福祉サービス利用者負担額の減免	8
・ 認可保育所、幼保園（保育所機能）及び認定こども園（保育所機能）の保育料の減免	8
・ 被災ごみの処理手数料の減免	8
・ 松江市児童クラブ使用料の減免	8

学校関連

・ 災害に伴う教科用図書申請（小・中・義務教育学校）	9
----------------------------	---

証明書の交付

制度の名称	罹（り）災証明書の交付（火災）
支援の種類	交付
支援の内容	●保険申請、各種減免申請等に必要な証明書を交付
対象となる方	火災により被災された方
備 考	本人確認書類が必要 手数料無料
問合せ先	松江消防本部警防課 ☎ 32-9131

制度の名称	罹（り）災証明書の交付（自然災害）
支援の種類	交付
支援の内容	●家屋の被害程度を認定し、被災者支援制度等に必要な証明書を交付
対象となる方	自然災害により家屋に被害を受けた方
備 考	本人確認書類が必要 手数料無料
問合せ先	固定資産税課 ☎ 55-5162

制度の名称	被災届出証明書の交付
支援の種類	交付
支援の内容	●ご加入の保険会社に提出を求められる、被災したことがわかる証明書などの交付
対象となる方	非住家及びカーポート等に軽微な被害を受けた方 車両や家財等に被害を受けた方
備 考	本人確認書類や被災状況がわかる写真などが必要 手数料無料
問合せ先	防災危機管理課 ☎ 55-5115

制度の名称	救急搬送証明の発行
支援の種類	発行
支援の内容	●保険申請等に必要な証明書を発行
対象となる方	救急搬送された方
備 考	発行手数料300円が必要
問合せ先	松江市消防本部警防課 ☎ 32-9132

見舞金・給付金等の受け取り

制度の名称	松江市災害見舞金	
支援の種類	給付	
支援の内容	ア：居住する住家の全壊、全焼、流失 イ：居住する住家の半壊、半焼 ウ：居住する住家の床上浸水 エ：死亡 オ：負傷	1世帯につき5万円 1世帯につき3万円 1世帯につき2万円 1人につき10万円 1人につき1万円
対象となる方	<ul style="list-style-type: none">●上記ア、イ、ウについては、災害発生時に、実際に居住していた住家の世帯主（空き家は対象となりません）●上記オについては、医師の治療に要する期間が30日以上の方●災害弔慰金、災害障害見舞金の適用を受けていない方	
備 考	<p>上記ア、イ、ウについては、罹災証明（写しでも可）が必要 上記オについては、医師の診断書（治療に要する期間がわかるもの）が必要</p>	
問合せ先	健康福祉総務課 ☎ 55-5302	

制度の名称	被災者生活再建支援制度																																		
支援の種類	給付																																		
支援の内容	<p>●自然災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給。（国・県制度）</p> <p>●支給額は、（1）及び（2）の支援金の合計額となります。（世帯主が一人の場合は3/4）</p> <p>●所得制限はありません。</p> <p>（1）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th><th>全壊</th><th>解体</th><th>長期避難</th><th>大規模半壊</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table> <p>（2）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>①全壊、解体、長期避難、大規模半壊の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃貸(公営住宅以外)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table> <p>②中規模半壊の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃貸(公営住宅以外)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>25万円</td></tr> </tbody> </table> <p>③半壊の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>補修</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>実費（上限100万円）</td></tr> </tbody> </table> <p>④準半壊の場合（県制度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>補修</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>実費（上限40万円）</td></tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	100万円	100万円	25万円	住宅の再建方法	補修	支給額	実費（上限100万円）	住宅の再建方法	補修	支給額	実費（上限40万円）
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																																
支給額	200万円	100万円	50万円																																
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																																
支給額	100万円	100万円	25万円																																
住宅の再建方法	補修																																		
支給額	実費（上限100万円）																																		
住宅の再建方法	補修																																		
支給額	実費（上限40万円）																																		
対象となる方	<p>●国の定める自然災害により、被災された世帯</p> <p>①住宅が「全壊」（損害基準判定50%以上）した世帯</p> <p>②住宅が半壊（損害基準判定20%以上50%未満）、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず「解体」した世帯</p> <p>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が「長期間継続」している世帯</p> <p>④住宅が、半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯：損害基準判定40%以上50%未満）</p> <p>⑤住宅が、半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯：損害基準判定30%以上40%未満）</p> <p>⑥住宅の損害の割合が、20%以上30%未満である世帯（半壊世帯）</p> <p>⑦住宅の損害の割合が、10%以上20%未満である世帯（準半壊世帯）</p>																																		
備 考																																			
問合せ先	生活福祉課 ☎ 55-5035																																		

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
対象となる方	●各種手当の受給者世帯
備 考	各種手当の被災状況書が必要
問合せ先	子育て給付課 ☎ 55-5335 (児童扶養手当) 障がい者福祉課 ☎ 55-5945 (特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当)

制度の名称	児童手当の特別措置
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童手当の認定請求・額改定・現況届の特例措置を講じます。
対象となる方	●受給者
備 考	相談が必要
問合せ先	子育て給付課 ☎ 55-5326

制度の名称	就学援助制度（小・中・義務教育学校）
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により、家屋等に甚大な被害を受け、生計の維持が著しく困難になった児童・生徒の保護者に、学用品費・給食費等の援助を行う。
対象となる方	土地、建物等に被害を受け、生計の維持が著しく困難となった方
備 考	事情を明らかにする書類（市税減免通知書等）が必要
問合せ先	学校教育課 ☎ 55-5416

お住まいの斡旋・修繕等

制度の名称	市営住宅の斡旋及び減免
支援の種類	斡旋、減免
支援の内容	<ul style="list-style-type: none">● 6ヶ月以内の期間、市営住宅への入居が可能 引き続き入居を希望する場合は、一定の要件を満たす必要有り● 家賃 1／2 減額（6ヶ月）● 敷金免除（6ヶ月）
対象となる方	建物等に被害を受けた方
備 考	罹災証明書等が必要
問合せ先	住宅政策課 ☎ 55-5344

被災ごみの回収

制度の名称	被災ごみ回収支援
支援の種類	回収支援
支援の内容	<ul style="list-style-type: none">● 自然災害で被災された家庭で生じたごみの回収支援 ※ 店舗などの事業系のごみは対象となりません。
対象となる方	災害対策本部の設置に伴う災害で、被災された方のうち以下の要件を満たす方 生活の基盤が自宅にあり、かつ単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯及び、高齢者・障がい者のみ世帯の方で自己搬入が困難と認める方 ※ その他詳細な要件等については、別途ご相談ください
備考	罹災証明書または被災届出証明書（いずれも写しでも可）が必要
問合せ先	リサイクル都市推進課 ☎ 55-5279

市税・使用料等の免除

制度の名称	市県民税の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●被害程度・所得に応じて1/8～全部の割合を減免。 ●被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。
対象となる方	市県民税納税義務者で、住宅または家財に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備 考	
問合せ先	市民税課 ☎ 55-5151

制度の名称	市県民税雑損控除
支援の種類	軽減
支援の内容	●資産が災害等によって損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合は、当該年分の所得から差し引くことができる。（税申告が必要）
対象となる方	市県民税納税義務者で、被災され資産が損害を受けたり災害関連の支出をされた方
備 考	
問合せ先	市民税課 ☎ 55-5151

制度の名称	市税の徵収猶予
支援の種類	徵収猶予
支援の内容	●最長1年間の猶予。ただし、被害を受けた日以降に納期限が到来する市税
対象となる方	市税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備 考	
問合せ先	税務管理課 ☎ 55-5143

制度の名称	国民健康保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徵収猶予・減免並びに国民年金保険料の免除
支援の種類	徵収猶予、減免、免除
支援の内容	①国民健康保険料の徵収猶予・減免 • 徵収猶予：6ヶ月以内 • 減免：被害の程度、所得に応じて減額 ②医療費の一部（自己）負担金の徵収猶予・減免 • 徵収猶予：6ヶ月以内 • 減免：一時的に生活保護世帯に準じる状況となり、緊急に入院治療が必要である場合で、原則として3ヶ月以内（最大6ヶ月） ③国民年金保険料の免除 • 被害の程度、所得に応じて免除

対象となる方	国民健康保険被保険者で、災害により障がい者となった方または建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方。国民年金被保険者で災害により財産に相当な被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方。
備 考	
問合せ先	保険年金課 ☎ 55-5269 (国民健康保険料) ・ 5265 (一部負担金) ・ 5263 (国民年金保険料)

制度の名称	後期高齢者医療制度保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免
支援の種類	徴収猶予、減免
支援の内容	①保険料の徴収猶予・減免 • 徴収猶予：6ヶ月以内 • 減免：被害の程度に応じて減額 ②医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免 • 徴収猶予：6ヶ月以内 • 減免：一時的に生活保護世帯に準じる状況となり、緊急に入院治療が必要である場合で、6ヶ月以内
対象となる方	後期高齢者医療制度の被保険者で、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備 考	
問合せ先	保険年金課 ☎ 55-5325

制度の名称	介護保険料の徴収猶予・減免
支援の種類	徴収猶予、減免
支援の内容	●保険料の徴収猶予：6ヶ月以内 ●保険料の減免：損害額の程度により保険料を12ヶ月以内の期間で1/4～全額減免
対象となる方	介護保険被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備 考	
問合せ先	介護保険課 ☎ 55-5930

制度の名称	介護保険利用者負担額の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●要介護（支援）被保険者、総合事業対象者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、災害によりその住宅が全壊、半壊その他これに類する災害を受けた場合、利用者負担額の全額または半額を免除する。
対象となる方	要介護（支援）被保険者、総合事業対象者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備 考	
問合せ先	介護保険課 ☎ 55-5933

制度の名称	障がい者福祉サービス利用者負担額の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●障がい者福祉サービスを受けている人または生計を主として維持している人が、災害によりその住宅が全壊、半壊その他これに類する災害を受けた場合、利用者負担等1割の全額または半額を免除する。
対象となる方	障がい者福祉サービスを受けている人または生計を主として維持している人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備 考	
問合せ先	障がい者福祉課 ☎ 55-5054

制度の名称	認可保育所、幼保園（保育所機能）及び認定こども園（保育所機能）の保育料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●損害程度により、損失額（保険金等を控除したもの）を考慮して保育料を再計算し、最大で5割を上限に減免するもの ●減免事由が発生した日の属する月の翌月から起算して最大で6か月間
対象となる方	認可保育所、幼保園（保育所機能）及び認定こども園（保育所機能）の在籍児童
備 考	
問合せ先	保育所幼稚園課 ☎ 55-5312

制度の名称	被災ごみの処理手数料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●自然災害で被災された家庭で生じたごみを、被災者自らまたは許可業者に依頼して処理場に搬入される場合の処理手数料を減免するもの。 ※事前の申請が必要です。 ※店舗兼住宅では住宅部分のみ、賃貸住宅では家財のみが対象となります。 ※事業系のごみや産業廃棄物は対象となりません。
対象となる方	被災された方
備考	罹災証明書または被災届出証明書（いずれも写しでも可）が必要
問合せ先	施設管理課 ☎ 55-5272

制度の名称	松江市児童クラブ使用料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●損害程度により、市長が定める額を減免（延長に係る使用料を除く）
対象となる方	公設児童クラブの利用者
備 考	
問合せ先	生涯学習課 ☎ 55-5311

学校関連

制度の名称	災害に伴う教科用図書申請(小・中・義務教育学校)
支援の種類	損失教科書の再交付
支援の内容	●災害に見舞われ教科書を損失し、経済的に購入が困難な児童・生徒に、教科書協会から再交付を行う。
対象となる方	被災された世帯のうち、要保護・準要保護世帯 (災害救助法が適用された場合は、被災された全ての世帯)
備 考	「教科用図書再交付申請書」の提出が必要です
問合せ先	学校教育課 ☎ 55-5416